

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 12 月 20 日 (金) 第 577 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則 (※)

(税務課取扱い) 1

## 規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 12 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第53号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則 (昭和38年鹿児島県規則第32号) の一部を次のように改正する。

第 5 条 第 1 項 第 1 号 イ 中 「裏書き」を「裏書」に改める。

第 6 条 の 見 出 し を 「 ( 還 付 又 は 充 当 の 通 知 ) 」 に 改 め , 同 条 第 1 項 中 「 場 合 若 し く は 」 を 「 場 合 又 は 」 に 改 め , 「 又 は 納 税 者 の 還 付 金 等 に よ る 納 付 ( 条 例 附 則 第 6 条 の 3 の 4 第 2 項 又 は 第 3 項 に 規 定 す る 納 付 を い う 。 ) ( 次 項 に お い て 「 還 付 金 等 に よ る 委 託 納 付 」 と い う 。 ) を し た 場 合 」 を 削 り , 「 過 誤 納 金 等 還 付 充 当 委 託 納 付 通 知 書 」 を 「 過 誤 納 金 等 還 付 充 当 通 知 書 」 に 改 め , 同 条

第 2 項 中 「 若 し く は 充 当 又 は 還 付 金 等 に よ る 委 託 納 付 」 を 「 又 は 充 当 」 に 改 め る 。

第 15 条 を 次 の よう に 改 め る 。

## 第 15 条 削 除

第 16 条 の 表 法 第 739 条 の 5 第 3 項 及 び 令 第 57 条 の 4 の 3 第 1 項 の 項 , 法 第 739 条 の 5 第 6 項 の 項 及 び 法 第 739 条 の 5 第 7 項 の 項 を 削 る 。

第 34 条 の 2 中 「 第 11 条 の 9 第 2 項 」 を 「 第 11 条 の 10 第 2 項 」 に 改 め る 。

別 記 第 3 号 様 式 ( 表 面 ) 中 「 過 誤 納 金 等 還 付 充 当 委 託 納 付 通 知 書 」 を 「 過 誤 納 金 等 還 付 充 当 通 知 書 」 に 改 め る 。

別 記 第 7 号 様 式 注 4 中 「 運 転 免 許 証 , 健 康 保 険 証 等 」 を 「 マ イ ナ ン バ ー カ ー ド , 運 転 免 許 証 等 」 に 改 め る 。

別 記 第 53 号 様 式 の 4 注 2 中 「 運 転 免 許 証 , 健 康 保 険 証 等 」 を 「 運 転 免 許 証 等 」 に 改 め る 。

別 記 第 61 号 様 式 から 別 記 第 63 号 様 式 ま で を 次 の よう に 改 め る 。

## 第 61 号 様 式 から 第 63 号 様 式 ま で 削 除

別 記 第 141 号 様 式 注 1 中 「 第 458 条 」 を 「 第 459 条 」 に 改 め , 同 様 式 注 2 中 「 運 転 免 許 証 , 健 康 保 険 証 等 」 を 「 運 転 免 許 証 等 」 に 改 め る 。

別 記 第 144 号 様 式 中 「 第 11 条 の 9 第 2 項 」 を 「 第 11 条 の 10 第 2 項 」 に 改 め る 。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第34条の2の改正規定及び別記第144号様式の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この規則の公布の日において現に改正前の鹿児島県税条例施行規則 (以下この項において「旧規則」という。)に規定する様式により作成されている別記第3号様式、別記第7号様式、

別記第 53 号様式の 4 及び別記第 141 号様式の内紙並びに令和 7 年 1 月 1 日において現に旧規則に規定する様式により作成されている別記第 144 号様式の内紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。